

B. 国立公園等利用拠点上質化整備事業

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

国立公園等利用拠点上質化整備事業の条件等について

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

- ◇ 令和8年度については、「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれかの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和9年度に整備事業の応募申請を行う。
- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。

各計画に関しては、3ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。